



第10回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成30年12月26日（水曜日）午前10時

場 所

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館
ベルサール西新宿 1階 イベントホール

議 案

議案 取締役 6名選任の件

株式会社キャリア

証券コード：6198

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第10期におきまして、ご期待に応える業績を上げられず、株主のみなさまにご心配をおかけいたしたものと存じます。

しかしながら、近年の人材業界におきまして、働き方改革が多くの企業で進む中で、ワークライフバランスも見直されるなど、その多様性がより顕著になってきていくことが感じられます。

この傾向は、今後も継続することが予想され、より多くの人が自らのキャリア形成を考える機会が増え、我々としては、それに応える様々な働き方を提案できる好機であると捉えております。

また、シニア就労に対する世間の受け入れ気運も年々高まっており、当社の事業展開にとって一層の追い風と感じております。

第11期におきましては、この気運を最大限に活かせるよう、経営体制を刷新し、組織、事業基盤の強化に努めながら、シニアの更なる新しい働き方の提案を進めて参りたいと思っております。

当社の当初からの想いである、「だれもがイキイキ暮らせる世の中の実現」に向けて引き続き邁進して参りたいと思いますので、株主のみなさまには引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役会長
かわ しま いち ろう
川 嶋 一 郎

目 次

第10回定時株主総会招集ご通知	1	監査報告	41
事業報告	2	株主総会参考書類	44
計算書類	27		

証券コード 6198
平成30年12月11日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル
株式会社キヤリア
取締役社長溝部正太

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年12月25日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年12月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館 ベルサール西新宿 1階 イベントホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。)
3. 目的事項 報告事項 第10期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 議案 取締役6名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://careergift.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

◎株主懇親会並びに粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

事 業 報 告

(平成29年10月1日から)
(平成30年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策を背景とした企業収益の拡大や雇用環境の改善など緩やかな回復基調が続いているものの、米国の通商政策や中国経済の動向及び地政学リスクの存在など、先行き不透明な状況にあります。

人材サービス業界を取り巻く環境におきましては、厚生労働省が発表した平成30年8月の有効求人倍率が1.63倍と高水準の状態が継続していることに加え、総務省統計局が発表した平成30年8月の完全失業率の指数は2.4%と低水準に留まり、企業の人手不足感は一段と強まっております。

このような経済状況のもと、当社の運営する「高齢化社会型人材サービス」の環境は、内閣府の平成30年版高齢社会白書によりますと、当社で定義しておりますアクティブシニア（55歳以上の働く意欲のある人）の労働力人口（55歳以上）は、平成29年度の推計で1,985万人（前年対比2.0%増）、総労働力人口の29.5%を占めております。アクティブシニアの労働力人口は、年々増加傾向にあり、当社の事業領域も拡大していくことが見込まれます。

このような経営環境の中、シニアワーク事業では、当社が保有する競争優位性のノウハウを活用してシニアで対応可能なオフィスワーク事業の市場シェアを拡大させることを引き続き優先事項として進めてまいりました。シニアケア事業では、クライアントと求職者をより迅速にマッチングさせる体制の構築及び支店の運営体制の構築をすすめてまいりましたが、派遣スタッフにおける社会保険の適用拡大に伴う想定以上のコスト増が発生しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は10,094,160千円（前事業年度比11.0%増）、営業利益は458,717千円（同14.5%減）、経常利益は462,685千円（同15.5%減）、当期純利益は294,947千円（同18.3%減）となりました。

なお、当社は「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントであります。事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

(イ) シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックス、コールセンターなどの分野でアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。

官公庁の入札案件において、シニアでも対応可能な業務の選定を行い、アクティブシニアの就業機会の拡大を図っております。また、平成30年4月に仙台支店、北九州支店を開設し、営業エリア及びオフィスワーク事業の拡大を図っております。

この結果、シニアワーク事業の売上高は4,311,990千円（前事業年度比25.8%増）となりました。

(ロ) シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。本社への業務集約による効率化が想定より遅れ、それに伴い新規出店が後ろ倒しになり売上高の伸長率が停滞いたしました。なお、平成30年4月に宇都宮支店、水戸支店を開設しており、今後も積極的な拠点展開を進めていく方針であります。

この結果、シニアケア事業の売上高は5,782,169千円（前事業年度比2.0%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第9期 (平成29年9月期) (前事業年度)		第10期 (平成30年9月期) (当事業年度)		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
シニアワーク事業	3,427,659千円	37.7%	4,311,990千円	42.7%	884,331千円	25.8%
シニアケア事業	5,669,697	62.3	5,782,169	57.3	112,471	2.0
合計	9,097,357	100.0	10,094,160	100.0	996,802	11.0

② 設備投資の状況

当事業年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率、ガバナンスの強化を目的としたシステム投資を中心に総額24,800千円の設備投資を実施しております。

主な投資としましては、基幹システムの開発費用（ソフトウェア仮勘定）として5,400千円、業務の効率化を目的としたソフトウェアとして13,947千円、新規出店や既存支店内の設備として2,572千円を実施しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第7期 (平成27年9月期)	第8期 (平成28年9月期)	第9期 (平成29年9月期)	第10期 (当事業年度) (平成30年9月期)
売上高(千円)	5,795,154	7,415,711	9,097,357	10,094,160
経常利益(千円)	293,232	417,799	547,262	462,685
当期純利益(千円)	192,275	263,656	361,098	294,947
1株当たり当期純利益(円)	24.03	32.30	42.12	34.60
総資産(千円)	1,642,047	1,977,147	2,285,339	2,521,934
純資産(千円)	522,611	1,023,117	1,121,833	1,375,636
1株当たり純資産(円)	65.33	118.97	131.77	160.35

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式数を除く）に基づき算定しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
3. 当社は、平成27年12月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「高齢化社会型人材サービス」として、わが国の急速に進みゆく高齢化社会において、老後の暮らしの安心確保と慢性的な労働力不足を解消するため、様々な業界においてシニア人材が働く就業機会を創造することを目指しております。そのため当社が対処すべき課題は以下のとおりであります。

① シニア人材の就業機会の拡大

現状、多くの業界や各企業においてはシニア人材の活用を敬遠し、若者を雇用する傾向であることは否めません。当社では、シニアの就業率の低いクライアントに対し、当初は若年層も含む幅広い年代の人材提供を行うことでクライアントの業務内容の理解を高め、シニア活用コンサルティングにより、シニアでも対応可能と考えられる業務を抽出し、業務分析及び業務フローの改善提案を行っております。このような業務分析と実際の就業状況をノウハウ・実績として蓄積することで、アクティブシニアの高い就業率を図っております。

今後もクライアントに対し、シニア人材の活用ノウハウを啓蒙することなどにより、シニア人材の就業機会を拡大させることや当社のシニア活用コンサルタントの育成強化及び対応業種の拡大が当社の成長のために必要な課題と認識しております。

② 人材確保と育成

当社事業の中長期的な成長のためには、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。新卒採用を含む積極的な採用活動、教育研修の充実、人事評価制度の構築、魅力ある職場づくりなどが課題であると認識しております。

③ スタッフ募集の効率化

アクティブシニアの募集については、シニアのＩＴリテラシー（ＩＴを使いこなす能力）の向上に伴い、紙媒体に変わる自社ＷＥＢサイトの強化など、メディアによる募集の効率及び認知度の向上が当社の業績向上を図るための課題と認識しております。

また、看護師や介護士の求職者の獲得競争が激しい状況にあり、今後も一層の激化が想定されます。これに対して、自社サイトのユーザビリティ向上やコンテンツ強化などを推し進め、ブランドや認知度の向上が課題であると認識しております。

④ 経営管理体制の強化

当社は、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、支店運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやＩＲ活動に取り組むことが企業価値の向上に繋がるものと認識しております。

⑤ 新規事業開発

当社の経営理念「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」を実現するためには、高齢化社会型人材サービスの強化とシニアへの新たなサービス開発が重要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容 (平成30年9月30日現在)

事業区分	区分	就労場所	業務内容
シニアワーク事業	ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
	ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
	オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
	ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業（ピッキング仕分け、梱包等）、引越梱包・開梱の作業
	有資格者紹介	建設業、一般企業等	施工管理、経理・監査等

事業区分	就労場所	主な登録有資格者
シニアケア事業	入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
	在宅介護型施設	
	医療機関等	

(6) 主要な営業所 (平成30年9月30日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区
水 戸 支 店	茨城県水戸市
宇 都 宮 支 店	栃木県宇都宮市
大 宮 支 店	埼玉県さいたま市大宮区
船 橋 支 店	千葉県船橋市
池 袋 支 店	東京都豊島区
秋 葉 原 支 店	東京都千代田区
新 宿 支 店	東京都新宿区
立 川 支 店	東京都立川市
横 浜 支 店	神奈川県横浜市神奈川区
藤 沢 支 店	神奈川県藤沢市
静 岡 支 店	静岡県静岡市駿河区
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区
大 阪 支 店	大阪府大阪市北区
京 都 支 店	京都府京都市中京区
神 戸 支 店	兵庫県神戸市中央区
三 重 支 店	三重県津市
奈 良 支 店	奈良県橿原市
岡 山 支 店	岡山県岡山市北区
広 島 支 店	広島県広島市中区
福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区
北 九 州 支 店	福岡県北九州市小倉北区
高 知 事 務 セ ン タ ー	高知県高知市

(7) 使用人の状況 (平成30年9月30日現在)

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
168 (46)名	5名増 (23)名増	30.4歳	2.8年

- (注) 1. 使用人數は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト含む）は、（ ）内に年間平均人員数（小数点以下を四捨五入）を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数（アルバイト含む）が増加した理由は、主に支店でのアルバイト採用が増加したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	33,360千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成30年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,621,920株
- (3) 株主数 2,950名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
川嶋一郎	4,270,520株	50.04%
溝部正太	902,240	10.57
蒲原翔太	629,240	7.37
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社 (信託口)	338,900	3.97
野村信託銀行株式会社(投信口)	329,500	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	284,800	3.34
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	173,400	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	137,000	1.61
BNYMSANVREBNYMSANVDUB R E Y U K I A S I A (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	83,400	0.98
島田忠信	80,000	0.94

- (注) 1. 当社は、自己株式88,200株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。
2. 平成29年11月22日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は4,301,040株増加しております。なお、同時に株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は、16,000,000株増加しております。
3. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は19,840株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発 行 決 議 日		平成30年3月15日
新 株 予 約 権 の 数		241個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 数 株 式 の 種 類		普通株式 24,100株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 (注 1)		新株予約権1個当たり 391,000円 (1株当たり 3,910円)
権 利 行 使 期 間		平成32年3月31日から 平成39年3月30日まで
行 使 の 条 件		(注)
使 用 人 等 へ の 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 241個 目的となる株式数 24,100株 交付者数 58名

(注) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

(3) その他新株予約権等の状況

イ. 平成30年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

		第5回新株予約権（注3）
発 行 決 議 日		平成30年3月15日
新 株 予 約 権 の 総 数		863個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 86,300株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり1,649円
新 株 予 約 権 の 払 込 期 日		平成30年3月30日
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 價 額 (注 1)		新株予約権1個当たり 273,800円 (1株当たり 2,738円)
権 利 行 使 期 間		平成33年3月31日から 平成60年3月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金		(注1)
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件		(注2)
新株予約権の割当てを受ける者及び数	当社取締役 当社使用人	1名 51名 200個 663個

(注) 1. ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. ① 平成30年9月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び経常利益が下記に掲げる各金額以上となった場合、行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。

売上高が8,854百万円未満または経常利益が572百万円未満の場合：行使できないものとする

売上高が8,854百万円以上かつ経常利益が572百万円以上の場合：割当個数の50%

売上高が9,960百万円以上かつ経常利益が644百万円以上の場合：割当個数の90%

- 売上高が11,067百万円以上かつ経常利益が715百万円以上の場合：割当個数の100%
- ②上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高・経常利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 上記2の①で平成30年9月期の有価証券報告書に記載される経常利益が572百万円未満となるため、第5回新株予約権は不行使となります。

四、平成30年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

		第6回新株予約権（注3）
発行決議日		平成30年3月15日
新株予約権の総数		400個
新株予約権の目的となる数 株式の種類と 目 的 と な る 数		普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1,610円
新株予約権の払込期日		平成30年3月30日
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額（注1）		新株予約権1個当たり 273,800円 (1株当たり 2,738円)
権利行使期間		平成31年3月31日から 平成60年3月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金		(注1)
新株予約権の行使の条件		(注2)
新株予約権の割当てを受ける者及び数	当社取締役 当社使用人	1名 4名 200個 200個

- (注) 1. ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ① 平成30年9月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び経常利益が下記に掲げる各金額以上となった場合、行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。
- 売上高が8,854百万円未満または経常利益が572百万円未満の場合：行使できないものとする
- 売上高が8,854百万円以上かつ経常利益が572百万円以上の場合：割当個数の50%
- 売上高が9,960百万円以上かつ経常利益が644百万円以上の場合：割当個数の90%
- 売上高が11,067百万円以上かつ経常利益が715百万円以上の場合：割当個数の100%
- ② 上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参考すべき売上高・経常利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参考すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ③ 上記①の他、従業員については新株予約権を権利行使できる条件として、当社取締役または執行役員に就任することとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではないものとする。
- ④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. 上記2の①で平成30年9月期の有価証券報告書に記載される経常利益が572百万円未満となるため、第6回新株予約権は不行使となります。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	溝部正太	
取締役会長	川嶋一郎	BH株式会社 代表取締役
取締役	蒲原翔太	第二事業本部本部長
取締役	高見澤幸治	管理本部長
取締役	中川光一郎	第一事業本部本部長 株式会社JR西日本キャリア 代表取締役
取締役	谷間真	株式会社バルニバービ 取締役 株式会社T-REVIVEコンサルティング 代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー 代表取締役 株式会社アクリート 取締役 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員 株式会社WCS 取締役 株式会社大都 監査役 株式会社日本医療機器開発機構 監査役 株式会社FREEMIND 取締役 株式会社アル 取締役 シンフォニーマーケティング株式会社 取締役 株式会社ココカラファイン 取締役 メディカルフィットネスラボラトリー株式会社(現CAPS株式会社) 取締役
取締役	竹澤大格	汐留総合法律事務所 所長
常勤監査役	吉村精治	
監査役	谷口誠治	たにぐち総合会計事務所 所長 GMOメディア株式会社 社外監査役
監査役	田中奉文	株式会社TASC 代表取締役 株式会社アクリート 社外監査役

- (注) 1. 平成30年10月1日付で川嶋一郎は代表取締役会長、溝部正太は取締役社長となっております。
2. 取締役谷間真氏及び取締役竹澤大格氏は、社外取締役であります。
3. 監査役谷口誠治氏及び監査役田中奉文氏は、社外監査役であります。
4. 監査役谷口誠治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役の谷間真氏、竹澤大格氏及び社外監査役の田中奉文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取 (う ち 社 外 取 締 役 役)	7名 (2)	83,805千円 (7,200)
監 (う ち 社 外 監 査 役 役)	3 (2)	12,040 (6,240)
合 (う ち 社 外 役 員) 計	10 (4)	95,845 (13,440)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年12月3日開催の第7回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、役員報酬とは別枠で平成29年12月21日開催の第9回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年9月25日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役及び監査役の報酬については、社内規程において決定する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が決定し、監査役については、監査役の協議にて決めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	谷間 真	株式会社バルニバービ 取締役 株式会社T-REVIVEコンサルティング 代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー 代表取締役 株式会社アクリート 取締役 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員 株式会社WCS 取締役 株式会社大都 監査役 株式会社日本医療機器開発機構 監査役 株式会社FREEMIND 取締役 株式会社レアル 取締役 シンフォニーマーケティング株式会社 取締役 株式会社ココカラファイン 取締役 メディカルフィットネスラボラトリ一株式会社 (現 CAPS 株式会社) 取締役	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役	竹澤大格	汐留総合法律事務所 所長	重要な取引及びその他の関係はありません。
監査役	谷口誠治	たにぐち総合会計事務所 所長 GMOメディア株式会社 社外監査役	重要な取引及びその他の関係はありません。
監査役	田中奉文	株式会社TASC 代表取締役 株式会社アクリート 社外監査役	重要な取引及びその他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	谷間真	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を10回行いました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	竹澤大格	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を10回行いました。企業法務の実務経験が長く弁護士としての専門的見地から助言や提言を行っております。
監査役	谷口誠治	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を10回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	田中奉文	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を10回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会12回のすべてに出席いたしました。適宜取締役と意見の交換や協議を行うとともに、豊富な経験と幅広い見識を活かした発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日付で「EY新日本有限責任監査法人」へ名称変更しております。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に当該議案を株主総会の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

記載すべき事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

(ロ) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。

(ハ) 業務管理部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(ニ) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないとする内部通報規程を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。

(ホ) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。

(ヘ) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (イ) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。
- (ロ) 取締役及び監査役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (ロ) 「リスク管理規程」を定めてリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (ハ) 危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止め体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- (ニ) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。
- (ホ) 取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (ヘ) 取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (ロ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (イ) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - (ロ) 内部監査室は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (イ) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けないものとする。
 - (ロ) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
 - (イ) 監査役は、取締役会のほか本社会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (ロ) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - (ハ) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (ロ) 監査役は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (ハ) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (ニ) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- (イ) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
- (ロ) 当社は、反社会的勢力に対して、管理本部長もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。
- ⑪ 財務報告に係る内部統制
- (イ) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役、取締役会に報告する。
- (ロ) 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。
- (ハ) 当社は、社外取締役及び社外監査役から構成される開示委員会を設置し、有価証券報告書等の法定開示書類に関し、適時開示すべき情報の正確性、法令・上場規則・社内規程等に基づく適法性を確認し、会社情報の開示に関する重要事項について、投資家保護の観点から資料の適正な開示や充実を図ることを目的に開示資料の事前審査・検証を行い、開示担当部署等の業務執行部門や取締役会等と連携する。
- ⑫ ITへの対応
- (イ) 経営者は、中長期的な展望でITへの取り組みを検討するよう努める。ITの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
- (ロ) 業界や取引先のITへの対応状況を認識し、財務報告に係る、内部統制の整備方針を決定する。
- (ハ) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。
- (ニ) 経営者は、ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

② 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、月1回の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客觀性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

③ 本社会議

当社の本社会議は、常勤取締役、常勤監査役、各部室長で構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

④ 開示委員会

当社では、社外取締役及び社外監査役から構成される開示委員会を設置しております。

当該委員会では、有価証券報告書等の法定開示書類に関し、適時開示をすべき情報の正確性、法令・上場規則・社内規程等に基づく適法性を確認し、会社情報の開示に関する重要事項について、投資家保護の観点から資料の適正な開示や充実を図ることを目的に、開示資料の事前審査・検証を行っております。開示担当部署等の業務執行部門や取締役会等とも連携し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一翼を担っております。

⑤ リスク管理体制の整備について

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一大事が顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、リスク管理システムの整備・運用に関する報告、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元と長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益分配を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、平成30年9月20日開催の取締役会において1株当たり3円75銭と決議しております。

なお、当社は定款に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨を定めております。

(注) 本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流 動 資 産	2,240,752	流 動 負 債	1,085,480	
現 金 及 び 預 金	1,132,792	1年内返済予定の長期借入金	19,992	
売 扱 金	1,052,539	未 払 金	50,264	
前 払 費 用	25,581	未 払 費 用	570,624	
繰 延 税 金 資 産	21,898	未 払 法 人 税 等	91,770	
そ の 他	10,045	未 払 消 費 税 等	186,919	
貸 倒 引 当 金	△2,105	預 金	95,755	
固 定 資 産	281,182	前 受 金	4,644	
有 形 固 定 資 産	47,671	賞 与 引 当 金	32,847	
建 物	38,232	返 金 引 当 金	371	
工具、器具及び備品	9,438	そ の 他	32,290	
無 形 固 定 資 産	31,425	固 定 負 債	60,818	
ソ フ ト ウ エ ア	14,425	長 期 借 入 金	13,368	
ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定	17,000	資 産 除 去 債 務	47,450	
投 資 そ の 他 の 資 産	202,085	負 債 合 計	1,146,298	
関 係 会 社 株 式	48,500	(純資産の部)		
差 入 保 証 金	130,134	株 主 資 本	1,368,406	
破 産 更 生 債 権 等	3,021	資 本 金	157,290	
長 期 前 払 費 用	3,082	資 本 剰 余 金	137,290	
繰 延 税 金 資 産	9,353	資 本 準 備 金	137,290	
そ の 他	11,015	利 益 剰 余 金	1,283,301	
貸 倒 引 当 金	△3,021	利 益 準 備 金	5,000	
資 産 合 計	2,521,934	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,278,301	
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,278,301	
		自 己 株 式	△209,475	
		新 株 予 約 権	7,230	
		純 資 産 合 計	1,375,636	
		負 債 純 資 産 合 計	2,521,934	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年10月1日から)
(平成30年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,094,160
売 上 原 価		7,989,630
売 上 総 利 益		2,104,529
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,645,811
営 業 利 益		458,717
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
助 成 金 収 入	8,216	
そ の 他	392	8,615
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	200	
和 解 金	1,184	
違 約 金	2,975	
そ の 他	287	4,647
経 常 利 益		462,685
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,022	2,022
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		464,708
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	173,804	
法 人 税 等 調 整 額	△4,043	169,760
当 期 純 利 益		294,947

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年10月1日から)
平成30年9月30日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金	利益剰余金		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計		
	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金					
当期首残高	154,810	134,810	134,810	5,000	1,036,688	1,041,688	△209,475	1,121,833
当期変動額								
新株の発行	2,480	2,480	2,480					4,960
剰余金の配当					△53,334	△53,334		△53,334
当期純利益					294,947	294,947		294,947
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	2,480	2,480	2,480	－	241,612	241,612	－	246,572
当期末残高	157,290	137,290	137,290	5,000	1,278,301	1,283,301	△209,475	1,368,406

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	－	1,121,833
当期変動額		
新株の発行		4,960
剰余金の配当		△53,334
当期純利益		294,947
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	7,230	7,230
当期変動額合計	7,230	253,803
当期末残高	7,230	1,375,636

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 返金引当金

人材紹介手数料の返金負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項（3）に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	500,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	500,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 54,173千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 7,001千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 15,417千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総額

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,301,040	4,320,880	—	8,621,920

(注) 当期増加株式数は、株式分割（1株につき2株の割合で分割）により4,301,040株、新株予約権の権利行使により19,840株を発行したことによるものであります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	44,100	44,100	—	88,200

(注) 当期増加株式数は、株式分割（1株につき2株の割合で分割）によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年9月21日 取締役会	普通株式	31,927千円	7円50銭	平成29年9月30日	平成29年12月22日
平成30年5月11日 取締役会	普通株式	21,333千円	2円50銭	平成30年3月31日	平成30年6月5日

② 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年9月20日 取締役会	普通株式	32,001千円	3円75銭	平成30年9月30日	平成30年12月27日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,760株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,943千円
未払事業所税	2,794千円
賞与引当金	10,057千円
減価償却超過額	8,257千円
貸倒引当金繰入超過額	1,569千円
資産除去債務	14,529千円
未確定債務	910千円
その他	1,240千円
繰延税金資産合計	45,303千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	14,051千円
繰延税金負債合計	14,051千円
繰延税金資産の純額	31,252千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当社では、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注2) を参照ください。)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,132,792千円	1,132,792千円	-千円
(2) 売掛金	1,052,539	1,052,539	-
(3) 差入保証金	130,134	127,502	△2,631
資産計	2,315,466	2,312,834	△2,631
(1) 未払費用	570,624	570,624	-
(2) 未払法人税等	91,770	91,770	-
(3) 未払消費税等	186,919	186,919	-
(4) 長期借入金 (※)	33,360	33,360	-
負債計	882,673	882,673	-

(※) 上表の金額には、1年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)未払費用、(2)未払法人税等、(3)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金は、その全てが変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (平成30年9月30日)
関係会社株式	48,500千円

(注) 関係会社株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額 48,500千円

持分法を適用した場合の投資の金額 28,496千円

持分法を適用した場合の投資損失の金額 14,201千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関係会社	株式会社JR西日本キャリア	大阪府大阪市北区	49,500	人材派遣	(所有)直接49.0%	役員の兼任	経理及び採用の関連業務委託等(注1)	15,417	売掛金	2,396
							費用等の立替	26,148	立替金	4,604

(注) 1. 株式会社JR西日本キャリアからの業務委託については、業務遂行に必要な費用を算定し、同社と協議の上、締結しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 160円35銭
 (2) 1株当たり当期純利益 34円60銭

(注) 平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成30年10月25日開催の取締役会において、人材サービス事業を営む株式会社キューボ（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：竹上雅彦）の株式を取得し、子会社化することを検討するために株式取得に関する基本合意書（法的拘束力を持たない基本合意書）を締結することを決議いたしました。

なお、株式会社キューボには過半数を超える株式を保有する株式会社オプション（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：高田哲也）と、株式会社キャスト（本社：大阪府大阪市北区、代表取締役社長：池原有保）の2社の子会社がありますので、当社による株式会社キューボの株式取得が実行に至った場合には同2社も当社の連結グループとなる予定です。

1. 株式取得の検討理由

当社は「高齢化社会型人材サービス」として、アクティブシニアの就労機会の創造を推進するシニアワーク事業、主に介護施設に対して、看護師及び介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行うシニアケア事業を行っております。

株式会社キューボは、当社の運営するシニアケア事業と同様の事業を行っており、設立以来、事業拡大を続けております。

このたびの同社の株式取得については、当社の運営するシニアケア事業の業績拡大とそのために必要となる人材の確保が実現できるものと判断し、基本合意書の締結の検討を開始することといたしました。

2. 株式を取得する会社の概要

(1) 名称	株式会社キューボ	
(2) 本店所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目4番6号ニュー青山ビル702	
(3) 代表者	竹上 雅彦	
(4) 事業内容	労働者派遣事業、有料職業紹介事業	
(5) 資本金	20,000千円	
(6) 設立年月日	平成29年3月1日	
(7) 大株主及び持株比率	竹上 雅彦 51.0% 北野 大輔 49.0%	
(8) 当社と当該会社の関係	資本的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には特筆すべき取引関係はありません。

3. 株式取得する会社の子会社の概要

(1) 名称	株式会社オプション	
(2) 本店所在地	東京都新宿区大久保二丁目7番1号7F	
(3) 代表者	高田 哲也	
(4) 事業内容	労働者派遣事業、有料職業紹介事業	
(5) 資本金	20,000千円	
(6) 設立年月日	平成29年7月6日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社キューポ 85.0% 竹上 雅彦 12.5% 他 個人1名	
(8) 当社と当該会社の関係	資本的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には特筆すべき取引関係はありません。

(1) 名称	株式会社キャスト	
(2) 本店所在地	大阪府大阪市北区堂山一丁目5番三共梅田ビル4F	
(3) 代表者	池原 有保	
(4) 事業内容	労働者派遣事業、有料職業紹介事業	
(5) 資本金	20,000千円	
(6) 設立年月日	平成29年4月27日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社キューポ 90.0% 池原 有保 10.0%	
(8) 当社と当該会社の関係	資本的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には特筆すべき取引関係はありません。

4. 株式取得の相手先の概要

(1) 氏名	竹上 雅彦
(2) 住所	神奈川県川崎市宮前区
(3) 当社と当該個人の関係	当該個人は、当社株式4,000株を保有しています。当社と当該個人との間には、人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(1) 氏名	北野 大輔
(2) 住所	埼玉県さいたま市大宮区
(3) 当社と当該個人の関係	当該個人は、当社株式300株を保有しています。当社と当該個人との間には、人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

5. 株式の取得時期

平成30年11月下旬 株式譲渡契約締結（予定）

平成31年1月1日 株式譲渡実行（予定）

6. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

過半数の取得を予定しておりますが、取得株式数及び取得価額については未定です。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年11月15日

株式会社キャリア

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢治博之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梶井康貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャリアの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が執行した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

平成30年10月に株式会社キューととの間で、同社の子会社化に掛かる基本合意を締結しております。本件は重要な後発事象として第10期事業年度の計算書類に適切に注記されていると認めます。

平成30年11月21日

株式会社キャリア監査役会
 常勤監査役 吉村精治 印
 社外監査役 谷口誠治 印
 社外監査役 田中奉文 印

以上

株主総会参考書類

議案 取締役 6名選任の件

取締役 7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役 6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　り　　が　　な　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況)	所有する当社の株式数
1	かわ　　しま　　いち　　ろう 川　嶋　一　郎 (昭和53年7月12日)	平成13年2月 株式会社ザッパラス入社 平成19年10月 BH株式会社設立 代表取締役（現任） 平成20年5月 株式会社PINK設立 代表取締役 平成21年3月 株式会社POINTDAKARA 代表取締役 平成21年4月 当社設立 代表取締役 平成21年12月 株式会社POINTDAKARA 取締役（現任） 平成23年8月 株式会社アズスタッフ設立 取締役 平成23年10月 当社代表取締役会長 平成23年12月 プラスハチイチ株式会社 代表取締役 平成23年12月 株式会社アプリプラス設立 取締役 平成24年10月 株式会社BUY THE WAY設立 取締役 平成25年9月 当社取締役会長 平成30年10月 当社代表取締役会長（現任）	4,270,520株
2	かん　　ばら　　しょう　　た 蒲　原　翔　太 (昭和59年11月28日)	平成21年4月 株式会社キャリアマート入社 平成21年10月 当社入社 平成23年10月 当社メディカル事業部長 平成24年10月 当社執行役員 平成25年10月 当社取締役（現任） 平成26年4月 当社事業本部副本部長 兼シニアケア事業部長 平成29年4月 当社第二事業本部本部長	629,240株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重複する職務を兼ねる場合は、重複する職務を記載する。)	所有する当社の株式数
3	※ は 羽 とり まさ ゆき 鳥 雅 之 (昭和56年5月11日)	平成19年10月 株式会社アスティア入社 平成21年4月 メディカル・ケア・サービス株式会社入社 平成24年12月 株式会社リッチメディア入社 平成27年9月 株式会社Bird設立 代表取締役（現任） 平成28年8月 当社入社 社長室室長 平成29年4月 当社管理本部副本部長 平成30年10月 当社経営企画部部長（現任）	－株
4	※ たけ 竹 がみ 上 まさ ひこ 竹上 雅彦 (昭和53年3月31日)	平成13年4月 グッドウィル・グループ株式会社入社 平成16年8月 株式会社グッドウィルへ転籍 平成20年8月 ワンサードキャリア株式会社 取締役 平成24年4月 株式会社ブレイブ 執行役員事業本部長 平成25年9月 株式会社ブレイブ 取締役 平成29年3月 株式会社キューボ設立 代表取締役（現任） 平成30年11月 株式会社キューボグループ設立 代表取締役（現任）	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	たに ま まこと 谷 間 真 (昭和46年10月6日)	<p>平成9年1月 公認会計士谷間真事務所開業</p> <p>平成11年5月 株式会社ディー・ブレイン関西 代表取締役</p> <p>平成14年7月 株式会社ザッパラス 監査役</p> <p>平成14年8月 株式会社プロ・クエスト 代表取締役</p> <p>平成16年10月 株式会社バルニバービ 取締役（現任）</p> <p>平成16年11月 株式会社関門海 取締役</p> <p>平成17年7月 株式会社ザッパラス 取締役</p> <p>平成19年4月 株式会社関門海 代表取締役</p> <p>平成24年2月 株式会社T-REVIVEコンサルティング 代表取締役（現任）</p> <p>平成25年3月 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー 代表取締役（現任）</p> <p>平成25年10月 当社社外監査役</p> <p>平成25年11月 株式会社セントリス・アジアンマーケティング 代表取締役</p> <p>平成26年5月 株式会社アクリート 取締役（現任）</p> <p>平成26年7月 株式会社ザッパラス 監査役</p> <p>平成27年3月 株式会社WCS 取締役（現任）</p> <p>平成27年7月 株式会社大都 監査役（現任）</p> <p>平成27年12月 当社社外取締役（現任）</p> <p>平成27年12月 株式会社日本医療機器開発機構 監査役（現任）</p> <p>平成28年7月 メディカルフィットネスラボラトリー株式会社（現CAPS株式会社） 監査役</p> <p>平成29年3月 株式会社FREEMIND 取締役（現任）</p> <p>平成29年7月 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員（現任）</p> <p>平成29年11月 株式会社レアル 取締役（現任）</p> <p>平成30年1月 シンフォニーマーケティング株式会社 取締役（現任）</p> <p>平成30年6月 株式会社ココカラファイン 取締役（現任）</p> <p>平成30年8月 メディカルフィットネスラボラトリー株式会社（現CAPS株式会社） 取締役（現任）</p>	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	たけ 竹 ざわ 泽 だい 大 かく 格 (昭和43年1月29日)	平成5年4月 弁護士登録 松嶋・寺澤法律事務所入所 平成9年9月 ウィットマン・ブリード・アボット・モルガン法律事務所（米国ニューヨーク州ニューヨーク市）入所 平成10年4月 ニューヨーク州弁護士登録 平成26年12月 汐留総合法律事務所開設 同事務所所長（現任） 平成28年3月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 川嶋一郎氏は当社の親会社等に該当いたします。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. ※印は、新任の取締役候補者であります。
4. 谷間真氏及び竹澤大格氏は、社外取締役候補者であります。
5. (1) 谷間真氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者として企業経営の卓越した経験と見識を備えており、会計の専門家として、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- (2) 竹澤大格氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見を有しております、当社の経営及び監査に生かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。同氏は、企業法務の実務経験が長く、企業法務部門への駐在の経験もあり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
6. 谷間真氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役又は監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年3ヶ月となります。
7. 竹澤大格氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年10ヶ月となります。
8. 当社は、谷間真氏及び竹澤大格氏との間で会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、谷間真氏及び竹澤大格氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、谷間真氏及び竹澤大格氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

メモ

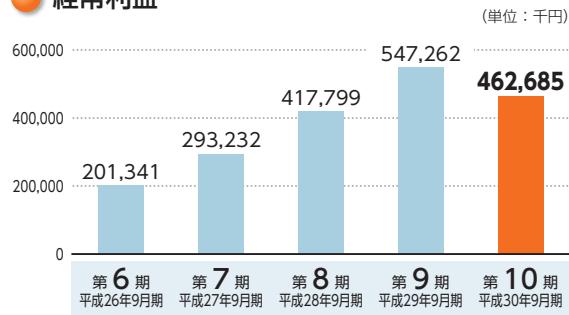
売上高



株主資本



経常利益



1株当たり純資産



当期純利益



1株当たり当期純利益



(注) 当社は、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、平成27年12月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿四丁目15番3号

住友不動産西新宿ビル3号館

ベルサール西新宿 1階 イベントホール

TEL 03-3320-2611



交通	「都庁前駅」	A 5 出口より	徒歩約 4 分 (大江戸線)
	「西新宿五丁目駅」	A 2 出口より	徒歩約 6 分 (大江戸線)
	「西新宿駅」	2 番出口より	徒歩約 12 分 (丸ノ内線)
	「新宿駅」	西口より	徒歩約 15 分 (JR線・小田急線・京王線)